

公立学校教員になるということ

—外国籍者の教員採用年代に着目して—

○榎井 縁 (大阪大学) ○棚田洋平 ((一社)部落解放・人権研究所)

○藪田直子 (大阪大学大学院)

館奈保子 ((公財)とよなか国際交流協会) 中島智子 (プール学院大学名誉教授)

1 問題意識と課題背景

近年、教育専門家としての発達や力量形成の実態を解明するために、教師のライフコース研究やライフヒストリー研究がさかんにおこなわれているが(山崎 2012)、そのほとんどは職業的社会化(「教師になってから」)の過程の分析に比重がおかれ、「教師になるまで」の研究については教員養成研究を除けばそれほど多くない。

また、誰が教員になるのかという観点では、教育社会学の分野で、「教師の経験、成長において階層性がいかなる力を持っているのかを問うことはライフヒストリー研究の重要な課題である」(越智・紅林 2010)との指摘があり、階層性に着目した教員の歴史的研究や、「女性教員問題」を対象とした研究の一定の蓄積はある。しかし、公立学校の正規教員のエスニシティや国籍に着目した研究はほとんどない。

外国籍者の公務就任については、戦後法文規定を欠いたまま「当然の法理」によって制約されてきた。

これに対して、1970年代に国籍条項の撤廃を求める運動が行われ、国籍条項を廃止する自治体があられ、地方公務員及び教員が一部自治体において採用され始めた。その後、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置」(1982年)によって国公立大学への任用の途が開かれたが、文部省は小中高等学校の教員についてはこれを認めないとした。さらに翌年の中曽根答弁書

に至って、「当然の法理」の適用が小中高等学校の教員にも及ぶとされた。こうした中、1984年には長野県で外国籍者の採用の内定が取り消されるという事件が生じ(後に「任用の期限を附さない常勤講師」として任用)、国籍条項を廃止した自治体においても任用が控えられる事態を招いた。

しかし、1991年に大きな転換を迎える。同年1月10日の「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」を受けて、同年3月22日付文部省地方課長通知が出され、ここでは教員採用試験の国籍条項が廃止され、その任用は「教諭」ではなく、「任用の期限を附さない常勤講師」とされた。給与等待遇面では教諭と同等とされながら「常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与する」職とされ、管理職の登用も制限された。

こうして、全国の外国籍教員数は1981年の28人から、1992年で43人、1997年で74人、2008年で215人と増加していった。ただし、全教員に占める割合は、外国籍人口や特別永住者の比率と比べると圧倒的に少ない。その背景には、外国籍者が教員採用制度の枠組みから排除されてきたという歴史的経緯がたぶんに影響していると考えられる。

このように、1991年以降は教員採用試験における国籍条項が廃止され、全国的に日本国籍を有しなくても公立学校教員になれる途が開かれたが、そのことが当の外国籍者にはどのように認識されているのか。言い換えれば、

外国籍者は「教員になるまで」の過程において、外国籍であることをどのように経験しているのか。そして、その経験は、外国籍教員の制度的位置づけとどのように関連しており、また、制度の変遷とともにそれは変わってきているのか。これらのことを明らかにするために、本報告では、公立学校の外国籍教員が「教員になるまで」のライフヒストリーの分析を試みる。

その際、採用年代に着目して「1990年代以前」と「2000年代以降」にわけて分析をすすめる。その理由は次の二点である。ひとつは、外国籍教員をめぐる制度の変化である。1991年の国籍条項の廃止により全国的に外国籍者への教員採用の門戸が開かれたが、それまでも採用されているケースがあり、また、私たちの調査データからは、国籍条項廃止の周知と浸透には時間がかかったことが確認されたため、1990年代以前の採用世代を一括することとした。もうひとつは、教員全体の採用者数の変遷である。2000年代以降は採用拡大の時期にあたり、その傾向は外国籍教員の数にも見て取れる。

こうした外国籍教員に係わる制度的変化や教員全体の採用者数の変遷をふまえて、外国籍者が公立学校教員になるということをめぐる採用年代ごとの経験の相違について明らかにすることが本報告の目的である。

2 調査の概要

私たちは「外国籍教員の任用実態に関する調査」（2012年度）として、全国都道府県政令指定都市教育委員会に対して外国籍教員数の実態把握を試みた（回収率 91%）。その結果、公立学校に在職する外国籍教員 257 人を把握することができた。

並行して、2012年度から 2013 年度にかけて、公立小・中・高等学校に勤務する外国籍教員を主な対象として聞き取り調査を実施した。主な聞き取り項目は基本的属性、生い立

ちと被教育経験、教員志望理由、採用/配属までの手続き、教員になってからの状況や実践、同僚・児童生徒・保護者との関係、外国籍教員についての考え等であるが、本報告では「教員になるまで」の経験にかかわる語りにしぼって分析を進めた。

表1 インタビューの属性

国籍	韓国 朝鮮 中国 台湾 インド 無国籍 ※国籍名は本人が調査時に述べた名称を使用 ※日本国籍を含む重国籍はのぞく ※採用後、日本国籍に変更したケースも有
性別	女性 19 名 男性 20 名
自治体	関西 32 名 関東 7 名
年代	20 代 8 名 30 代 15 名 40 代 10 名 50 代 4 名 60 代 2 名
校種	小 19 名 中 11 名 高 8 名 中高 1 名
採用年	1990 年代以前 10 名 2000 年代以降 29 名

調査対象者は、外国にルーツをもつ日本国籍教員や、私立学校教員、関係する日本人教員等を含めたため 50 人以上にのぼったが、本報告では、そのうち外国籍教員（39 人）のみに焦点をしばって分析をおこなった（表 1）。
(以上、棚田洋平)

3 外国籍者が教員になるまで

(1) 1990 年代以前

1990 年代以前採用の外国籍者は「教員になるまで」にどのような過程を経てきているのだろうか。ここに該当する教員はいわゆる黎明期世代である。その際立った特徴としては、長年の歴史的背景の中で、教員になれないという前提や不安が共有されていることである。そのような前提や不安に対して、どのように葛藤し乗り越えてきたのか。

この年代の採用者の語りから、「制度不信」型、「周囲支援」型、「91 年転機」型の 3 つの型が析出できた。

① 「制度不信」型

91 年以前に国籍条項を廃止した自治体で、教員採用試験を受験し合格した教員たちの中

には、不信感を抱きながら教員になったケースが見いだされる。例えば合格後の面接で名簿登載カードがないと言われたり、合格して名簿登載されてもいつまでも採用の声がかからなかったが後に登載順番が下位ではないことを知ったり、採用者はないと言われながら実はあったなどという不条理なものである。かれらは、制度的に門戸が開かれても運用上の透明さを確信できずに、採用試験合格後任用までの長い期間に強い葛藤や焦燥感などを経験している。

②「周囲支援」型

この年代の採用者の語りには、教員になりたいという強い志望動機があまりあらわれていない。むしろ就職や進学に制限がある中で、経済的理由で国立大学しか受験できず、進学した先が教育学部や教育大学であったという消極的理由で教育職員免許状をとることになった者がいる。しかし、大学教員や関係団体等が外国籍教員を産み出すことに積極的にかかわり、その動きに背を押されたり水路づけられて教員への道に乗りだした。その中には、自治体の国籍条項の廃止を求めて裁判をおこなったケースもある。こうして支援を受けつつ教員への道を実現していくが、そのために先駆者としての強い自覚も抱いている。

③「91年転機」型

「91年」の制度転換が大きな転機となって教員になったという外国籍者もいる。この年代の外国籍者はなお就職で苦勞を強いられていた。30代で常勤講師となったものの将来に不安を感じていた矢先に「91年」があったという者、20代後半までアルバイトをしていたが、夜間中学校との出会いから教員を志望し、「91年」を契機に受験したという者などがいる。また、同級生がみな就職していく中で自分だけが企業採用がうまくいかず、講師をしながら採用試験を受験していたが（当該自治体は国籍条項を外していた）、1991年度によく合格した者もいた。

以上のように、1990年代以前の世代は、「教員になる」ことは自明ではないという強い認識と緊張感、葛藤を強いられていた。また、採用枠が小さかった時代には、不合格の理由が自分の能力不足か国籍ゆえなのかかわからないという不安もあった。その不安や葛藤に苦しみつつ教員への道を結果的には果たしていくが、その背後に周囲の直接的支援や市民運動等の間接的支援があったことがこの時期の特徴である。

(以上、榎井縁)

(2) 2000年代以降

2000年代以降は、団塊の世代が定年を迎えることに伴って、教員採用数が拡大していった時期でもある。本報告の聞き取り対象者では、29名が2000年代以降に教員採用されている。そこには年齢や被教育経験などにおいて多様な外国籍教員が含まれており、外国人学校出身者や留学生、ニューカマーなど、教員になるまでの経緯も多様化している。

では、2000年代以降採用者は、外国籍であることをどのように経験しているのだろうか。全体として、この年代にはそれ以前の採用者に見られたほどの厳しい不安や葛藤は語られていない。中には、全くといっていいほど不安もなく教員になっているケースもある。

「91年」が浸透してきている様子が確認できるが、教員になれるという情報の入手や、受験や合格するためにとった行動や戦略において、なお外国籍者特有の経験をしている。

ここでは、2000年代以降採用の29名の話りの特徴を、以下の3つにわけて説明する。

①「環境認知」型

「91年」以降に被教育経験のある世代の語りからは、実際の外国籍教員の存在が見え始める。つまり「先に採用された外国籍者を知っていた」「自分と同じ民族的出自の先生に会った」という経験である。これらの出会いによって教職への“憧れ”という内的な志望

動機は、より現実的な“進路”の選択肢として意識される。一方、直接外国籍教員に出会わなくても、担任教員をはじめとする、まわりの環境から外国籍教員の存在を知るという事例もある。これには人権教育や民族教育の実践がさかんであるという地域性や、個人の被教育経験が大いに関連している。

こうした語りから読み取れるのは、外国籍者としての自らの背景を意識づけるような被教育経験や、ロールモデルという存在の有効性である。

②「情報確認」型

同時に、国籍条項廃止を情報として調べ、募集要項を確認するタイプがある。合格実績のある自治体や任用の職の違いを調べる者もいた。これにはインターネット等検索ツールの普及もあり、個人が情報に触れる機会が増えたことが大きく影響している。また教育職員免許状取得の際に、「大学職員から肩書が異なるが外国籍者も教員になれる旨を伝えられた」など、「91年」が徐々に社会に認識され始めていることをあらかず語りもみられた。

③「積極活用」型

2000年代以降採用者のなかには、外国籍であることを「教員になる」うえでのプラス要因として語る傾向がみられる。採用試験において、自らの言語能力や生き立ち、「民族性」をアピールするという事例もみられた。これらは、日本社会において「多文化共生」の考え方が定着し始めたことや、ニューカマー外国人児童生徒数の増加や総合的な学習の時間の導入によって国際理解教育や異文化理解教育等が強化されたことなどの社会的・教育的変化と関連して考えることができる。

以上、2000年代以降に教員になった外国籍者にとって「外国籍であること」は、情報や出会いによって乗り越えるべき不安としてなお存在するものの、積極的にアピールする自らの特徴としても経験されているのである。

(以上、藪田直子)

4 考察

本報告では、39名の外国籍教員の経験を採用年代という視点で分析することによって、外国籍者が「教員になるまで」の経験の時代変化を明らかにすることができた。

1990年代以前採用の教員は、外国籍者の公立学校任用が制度的にも運用上でも未整備な中で強い不安を抱えており、個人の意思を超えた支援に後押しされ教員になる者が多くみられた。対して2000年代以降になると、具体的なロールモデルの出現や、国籍条項廃止という情報の普及から、特別な支援を経なくとも多様なルートから教員になる者が現われてくる。こうした外国籍教員の経験の変化は「91年」という制度的変化が社会に認知され、浸透していく過程と大いに関連している。それに伴って、「外国籍者であること」の不安は軽減し、その内容にも変化が見られる。

しかし、「91年」以後も依然として教員になるまでに位相が異なるものの何らかの不安を抱き、それに対してそれぞれに対処してきているケースも多かった。これは、外国籍者が「教員になるまで」の過程に未だ解消されるべき不安が残っていることを示している。

また、現行の「任用の期限を付さない常勤講師」という職では、管理職等に就けないという制約がもうけられている。そのことをふまえれば、外国籍者が「教員になるまで」にくわえて、「教員になってから」の経験についても分析していく必要がある。

※本報告は、平成24-25年度科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究「公立学校における外国籍教員の実態と課題の解明」研究代表者：中島智子)による成果の一部である。

〈引用文献〉

越智康詞・紅林伸幸(2010)「教師へのまなざし、教職への問い」『教育社会学研究』第86集。
山崎準二(2012)『教師の発達と力量形成』創風社。